

## 中小企業再生支援協議会について

### 1. 概要

中小企業再生支援協議会については、従来より中小企業向けの再生を担ってきましたが、ある程度の手間や金銭は必要なことから、現実的に中小企業の中でも中規模企業が対象となるため、現在は中小企業再生支援協議会と別に経営改善支援センターによる経営改善支援があり、経営改善支援センターの支援でも事業再生を想定したものと早期の改善を想定したものの二種類があります。

今回は、それらの使い分けについて説明します。

### 2. 中小企業再生支援協議会

国の公的機関という位置づけになり、専門相談員が無料で相談に応じます。

相談の結果、再生計画を作成するという事になった場合、協議会が主催となって事業 DD や財務 DD を行うこととなりますが、その際の費用も所定の要件を満たせば補助が出ます。

メリットとしては、公的かつ中立的な立場の協議会が主催となるので、関係者が納得しやすいということがあります。

例えば、金融機関が債権を放棄した方が会社及び金融機関双方にメリットがある場合でも、金融機関の担当者としても積極的に債権放棄をすることは言いづらいところがありますし、金融機関としても特定の企業の債権を放棄するにはそれなりの理由が必要となります。

その際に、公的な第三者機関が債権放棄が必要と判断したということは一つの材料になりますし、会社としても再生を行うに当たって金融機関の意見のみで行うよりは納得感を得られるものとなります。

債権放棄まではしないにしても、金融機関が第三者に判断を委ねたいような場合には有効な手段と言えるでしょう。

### 3. 経営改善支援センター

#### ①通常の経営改善支援

経営改善支援センターも公的な機関という位置づけにはなりますが、基本的には金銭的な補助がメインとなります。

国が認定した認定支援機関がメインとなって経営改善を行う仕組みです。

取組みにあたってメインの金融機関の同意が必要なため、基本的には会社の継続に向けてメインの金融機関が支援することが前提となります。

また、財務 DD や事業 DD も必須ではなく、協議会による事業再生に比べて取組み内容を選べることから、比較的簡便な手続となりますが、その分補助の上限は協議会のものより低く設定されています。

なお、金融機関の同意が得られなかった場合などに再生支援協議会において取り組むこともできることとされていますが、現実的には、再生支援協議会の取組みを行った会社が、取組み終了後に事業をやめるほどではないが正常化までは時間がかかるというような場合に利用するケースの方が多いという印象です。

金融機関としても、そこまで大掛かりにやるほどの規模ではないがリスク等を行うに当たって、「公的な枠組みで会社の負担を増やしたくないがしっかりとした計画が必要」というときには使いやすい制度と言えます。制度としても、実質的にリスクを伴うような改善支援を想定していると言ってよいでしょう。

つきましては、会社の規模としても必然的に再生支援協議会のものより小さくなります。

## ②早期改善支援

経営改善支援センターにおいては、上記①のほかに早期改善支援事業もあります。こちらの取組みも金銭的な補助がメインとなりますが、名前の通り事業再生になる前の早期の経営改善を目的としており、リスクがないことを前提としています。

また、上記①と同様に認定支援機関が会社に協力して作成するので、会社が制度の細かい仕組みまで把握する必要もありません。

趣旨としては、会社がリスクが必要な段階になるとそもそも再生が厳しく、まず、資金繰り等の基本的な管理をしていないからリスク等が必要になるまで悪化するという問題意識があったことから創設された制度です。

簡易な制度のため、小規模な事業者でも使いやすい制度で、金融機関としても自主的に改善してくれるなら助かるということもあるので、利用件数は伸びていると聞いていますが、簡単な制度である分他の制度に比べて補助は少額です。

上記①より唯一手間のかかる点としては会社の代表者が支援センターの職員の面談を受ける必要があります。簡単ではあるのでこれを理由にやらないほどではないとは思いますが。

## 4. 全体の比較

制度上の違いは多々ありますが、実務的に次のようなところが重要な違いだ

と思います。

	協議会	支援センター (経営改善)	支援センター (早期改善)
主宰	協議会	会社+支援機関	会社+支援機関
会社の規模	中企業	中小企業	中小企業
会社の状況	リスク等が必要	リスク等が必要	リスク等は不要
DD	必須	任意	通常行わない
補助金	DD 及び計画作成の 費用の一部負担	計画作成及びモニタ リング費用の一部負 担(限度が協議会の 物より少ない)	計画作成及びモニ タリングの費用の 一部負担(少額)
メインの金融 機関の立場	第三者に計画作成 を委ねている	支援する方向で関与	直接的な関与は無 い

現状の基本的なスタンスとしては、経営改善支援センターの利用になると考えています。

会社としてもなるべく金融機関を巻き込みたくはないですし、金融機関を巻き込まなくて済むなら早期改善支援の制度、金融機関にリスク等を依頼せざるを得ない状況なら支援センターの経営改善支援の制度を利用することになります。

ただ、その場合に、金融機関の判断として、デューデリジェンスをしっかりと行うべきという場合や金融機関としても協議会の意見を仰ぎたい(自主的に提案できるような支援のレベルの話でない)というようなときには協議会の枠組みを活用することになります。